



決 議	専務理事	管理部長	事業課長	
	監査	五 地		

沖労発基 0916 第 6 号  
令和 4 年 9 月 16 日

関係各位

沖縄労働局長  
(公印省略)

### 令和 4 年度沖縄県最低賃金額改定に伴う周知広報及び「沖縄県版支援策パッケージ」の活用について（御協力依頼）

平素より、労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年度の沖縄県最低賃金が現行時間額 820 円から 33 円引上げて 853 円に改定することを、令和 4 年 9 月 6 日に官報公示し、令和 4 年 10 月 6 日から施行することと致しました。

最低賃金制度は、労働者の最低労働条件を担保するセーフティネットの機能を有しております、改定された最低賃金額については、事業主及び労働者へ広く周知し、その履行確保を図る必要があることから、沖縄労働局では、労働基準監督署、ハローワークも一体となって、周知、広報活動を展開することとしております。

つきましては、本趣旨を御理解いただき、各位におかれましてもホームページや広報誌などの広報媒体への掲載等による周知について、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、今般、中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げ等に向けた環境整備のための各種支援策として「沖縄県版支援策パッケージ」を作成しましたので、ご利用をお願い申し上げます。

なお、今回同封させていただきましたポスター、リーフレットにつきましては、沖縄労働局ホームページにも掲載しており、データ入手できますので、適宜御活用いただきますよう併せてお願い申し上げます。

担当：沖縄労働局労働基準部賃金室 梅澤、宜間  
連絡先：098-868-3421

問い合わせメール chinginshitsu-okinawakyoku@mhlw.go.jp